漁 業 保 険 審 査 会 関 係 法 令

集

農

林 課

農

水 産 水 庁 産 漁 省 業 経 保 営 険 局 管 保 理 険 官

$\overline{}$	三	<u>-</u>	_
参			
考	農	農	農
\smile	漁	漁	業
農	業	業	保
漁	保	保	険
業	険	険	法
保	審	審	第
険	查	查	_
審	会	会	百
查	運	令	<u>-</u>
会	営		十
関	規	•	三
係	程	•	条
参	,—	•	
照	•	•	•
	•	•	•
条	•	•	•
文	•	•	•
	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
5	3	2	1

目

次

0 業保険 法 (抄)

(昭和二十二年法律 第百八十五 号)

(農漁業保険審査会)

(農漁業保険審査会)

(農漁業保険審査会)

(農漁業保険審査会) 3

0 漁 業 保険 審 杳 会 令

昭 和 五. 十三 年 政令 第 百 八 +七 号)

組

第 は、 委員 十五人で組織する。 漁 業 保 険 審 查会 (以下 審 査 会」とい . う。)

2 委員 は、 学識経験のある者のうち から、 農 林 水 産 大

臣

- 3 任 生じた場合にお 期間 が任命する。 委員の任期は、二年とする。 とする。 け Ś 補 欠 \mathcal{O} 委員 た O任 だ し、こ 期 は 前れ 任に 者欠 の員 残が
- 4
- 5 する場合には、任期中でも、これを農林水産大臣は、委員が次の各号委員は、再任されることができる。 任期中でも、これを解任す.は、委員が次の各号のいず ることが れ か に 該 で当
- \mathcal{O} 遂 行 に支障 が あ ŋ 又
 - た 場 合

第二条 審査 会 に 会長 を 置 き、 委 員 \mathcal{O} 互 選 に ょ ŋ 選 任 す

- 2 会長 は、 会務 を総 理 Ļ 審 査会を代 表する
- 3 長 に 事 故 が あるときは、 あ らか じめその指名する

委員 が そ \mathcal{O} 職 務 を 代 す

開くことが 審 査 会 \mathcal{O} できな 会 議 は、 委 員 \mathcal{O} 過 半 数 が 出 席 L な け れ

2 否同数 審 査 会の議事 のときは、 は 会長の決するところによる。 、出席し た 委 員 \mathcal{O} 過 半 で 決 可

部 会

第四 くことが 条 審 査 できる。 会は、 その 定めるところによ り、 部 会を

- 2 部会に属すべき委員 は、 会長が指名する。
- 3 によつてこれを定める。 部会に 部会長を置 き、 当該 部 会に 属する委 員 \mathcal{O} 互

選

- 4
- 5 のうちから部会長があらかじめ指名する者が、部会長に事故があるときは、当該部会に属す部会長は、当該部会の事務を掌理する。 その職
- 6 替えるもの 同条第二項中「会長前条の規定は、部合務を代理する。 \mathcal{O} っとする。 会長」とあるの 会に準 用 する。この場 は、「 部会長 一合に お V

(庶務)

第五条審・ 庁 査 漁会 政の部庶 漁務 は、 業 保 険 農 管 林 理水 官産 の省 協経 営 力 を 得 保 険 7 処 課 理に す お

第六条 L 必 要な事 こ の 政 項 令 はは、 に定め 会長が審・ るも 0) 査会に諮つて定める。 0 ほ か、 審 査 会の 運 営 に

0 漁 業保険審 査 会運営規 程

平 成三十年六月四 日 農 漁 業保 険 審 査 会 決 定

条総 会(以下「審 規定するもののほ「審査会」という ほか、

第二条 二条 審査会の会議(会議の招集) は、 会長 が 招 集する。

長)

第三 営する。 条 議 会長 は、 審 査 会 \mathcal{O} 会 議 \mathcal{O} 議 長とな 9, 議 事 を 運

(会議の公開

第四条 審査会 \mathcal{O} 会議 は 、公開 とする。 ただし、 次 \mathcal{O} 各

一農業再保険に関する事項についてなされるに係る会議については、この限りではない。 に関する事項についてなされた申 <u>i</u> に

| 漁船再保険に関する事項についついての審査に関する会議

ついての審査に関する会議 てなさ れ た申 7 に

された申立に一漁業共済に 立につ つい いての審査に関する会議の事業に関する政府の処分 に 0 1 て な

第 び五 漁条部 長は、審査の申立があつ業共済保険部会を置く。審査会に、農業再保险 険 部 会、 漁船 再 保 険 部 会 及

2 長業 一があっ た 場 合 は 審 査 に 係 る 事

> を部 するも \mathcal{O} とする

3 欄き \mathcal{O} 部 長 会に付いた。 表下欄には、前項の記 付託するものとする。下欄に掲げる事項にへ前項の規定により部へ つ会いに て事 は、それが 託すると

	険部会	漁業共済保		部会	漁船再保険		部会	農業再保険	部会
査に関すること。	分についてなされ	漁業共済保険事	ىرە	された申立につい	漁船再保険に関	ىرە	された申立につい	農業再保険に関	事
	た申立についての審	業に関する政府の処		ての審査に関するこ	する事項についてな		ての審査に関するこ	する事項についてな	項

2 第

3 部会長は、当該部会の議事が終了したときは、名のは、「部会長」と読み替えるものとする。 2 部会の会議については、第三条及び第四条の!の余の会議については、第三条及び第四条の!の (部会の招集) 長の規 規 と定 あを

3 七へな議 条審ら事 性過及び結2段は、当該 果について審査会に報告しなけい部会の議事が終了したときは、 れそ ばの

第 会は、 審 査 を L たときは、 次 \mathcal{O} 事 項 を 記 載

出し する決 定 を 申立 に 交付 Ļ 又 は 農 林 水 産 大 臣 に 提

所 <u>V</u> 者 が 法 一人であ 名) ると き

委又並員はび 貝の氏名は再保険の表示がに代表者の氏々

七六五四三二

も 会 の 長 ・るものとする。 申立者の氏名及び住所 は、その名称及び住所立 会議の日時及び出席委 事実及び争点の要旨 審査決定の理由 。 審査決定の原本は、会 を長及び会長の指名した ものとする。 た会出長 席の 委 指 員 名 _ L 名た が委 署員 名が 押作 印成 する

の上欄に掲げるのとする。 部 会 \mathcal{O} 会議 に お 1 て は 議 事 録 を 作

課において 成するもの 上欄 で表の上欄 いて整理し、保存するものとする。上欄に掲げる会議の議事録は、そ は、そ れ ぞ れ 下

総会	経営局保険課
農業再保険	経営局保険課
部会	
漁船再保険	水産庁漁政部漁業保険管理官
部会	
漁業共済保	水産庁漁政部漁業保険管理官
険部会	

3 営たる 則係事 る録 会に 議っ OV: 議て 事は、 については、この限りでは公開とする。ただし、第F 第四 な 条

必 要な事項この規 項程 よは、 に 定め 会長が定める。 るも 0) 0 ほ か、 審 査 会 \mathcal{O} 議 事 運

第

参 考) 農 漁 業 保 険 審 査 会 関 係 参 照 条 文

0 保 険 法 昭 和二 年 法 律 第 百 八 + -五号) (抄)

第一 五. 章 節 政府の再保険事業 農業共済責任保険事業に . 係 る再 保 険

事

業

第 に 百 を について不服がなり、審査の申立て) 申し 立てることができる。 て不服があるときは、八条都道府県連合会 連合会は、 農 漁 業再 保保 険 険 審 12 査 関 会に す Ś 審 事 查 項

2 する。 前 項 \mathcal{O} 場 合には、 第百七十 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 を 準 用

審 査 \mathcal{O} 申立 7

第 百 七 十一条

2 関 前 項の 7 は 審 これを裁判上の 査 の申立の略) て は、 請 時 求とみなす。 効 の完成猶 予 及 び 更 新 12

第二 節 農業 共済 事 業に 係 る保 険 事 業

準 用

技条に へまでの! 術 百 的 三条 読 記替えは、 別規定を進 の規定を進 を準用の保めの保 政令で定める。 用する。この場合において)及び第百九十四条から策保険事業には、第百七十冬 には、 て第 条 、 必要な (第三号 百

> 準 第三 用 業 経 営 収 入 保 険 事 業 に 係 る 再 保 険 事 業

第二 第十一条及び第百九十里 に 百七 て、 条 必 要な技術的読替えは、)第九十五条の規定を準用する。この場合-四条から第百九十八条まで並びに保険法第百七十条(第三号に係る部分に限る。) 節 \mathcal{O} 規 定 に よる 政 府 政令で定める。 \mathcal{O} 再 保 険 この場合 事 に保険法 業 12 には、

船 損 害 · 等 補 償 法 昭 和二 + 七 年法律 第二十八号)

0

第

2 関しては、前項の審 裁 判上の 申立 請 求とみなす。

漁 業災害補 償 法 昭 和 三十 九 年 法 律 第 百 五. + -八号)

抄

0

林水産大臣は、農漁業保険審査会の審査を経ってがある規定による審査の申立てがあつたとったに対し、審査を申し立てることができる。年に対し、審査を申し立てることができる。第百四十七条の十三 連合会は、漁業共済保険・(審査の申立て) 第百 2 農 険 林 事 水業 産に 大 関

- 農漁業保険審査会の審査を経て裁決よる審査の申立てがあつたときは、 決す農
- 3 第一 ては、 項の 審 裁判上の請求とみなす。 査の 申立ては、 時効の 完 成 猶 予 及 び 更 新